

兵庫県環境審議会廃棄物部会 議事録

開会の日時 平成 29 年 10 月 24 日（火）午後 2 時

場 所 神戸市立生田文化会館 2 階 大ホール

議 題 (1) 兵庫県廃棄物処理計画の骨子案  
(2) 災害廃棄物処理計画（案）

出席者	部会長	盛岡 通	委員	藤田 正憲
	委員	足立 誠	特別委員	岡本 孝子
	委員	北野 美智子	特別委員	白石 旬
	委員	小林 悦夫	特別委員	花嶋 温子
	委員	西浦 道雄	特別委員	原 孝
	委員	西村 多嘉子		

欠席者 委員 中野 加都子 特別委員 新澤 秀則

参考人 築谷 尚嗣

説明のために出席した者の職氏名

環境部長	秋山 和裕	環境整備副課長兼廃棄物適正処理班長	柴田 義博
環境管理局長	春名 克彦	環境整備課循環型社会推進班長	菅野 浩樹
環境整備課長	菅 範昭	環境整備課循環型社会推進班主査	加茂 慎
		その他関係職員	

会議の概要

- 委員、特別委員 13 名に対し、過半数を超える 11 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項で、準用される第 5 条第 2 項の会議成立要件を満たしているとの報告がなされた。
- 資料の確認
- 傍聴者の許可（3 名）

議題（1）兵庫県廃棄物処理計画の骨子案

- 審議の参考とするため、事務局（環境整備課循環型社会推進班長）の説明を聴取した。（資料 1）

（主な発言）

（藤田委員）

資料 1 の 2 頁の重点取組で、「(1)食品廃棄物・食品ロスの削減」の③に「食品廃棄物は、メタン発酵等でエネルギー回収」とあり、(3)バイオマスの利活用の促進」の①と共通していると思う。

「メタン発酵等でエネルギー回収」は、言葉としてはいいが、現実には、兵庫県においてどのように推進していくのか。

私は、石川県や富山県の施設を見学させてもらった。下水汚泥とバイオマス廃棄物を一緒にメタン発酵して、エネルギーとして利用しているもので、全国的にはいくつか実例はあるが、兵庫県内にもあるのかよく知らない。

計画書に書くのはいいが、実際にどのように促進、あるいは推進していくのか、具体的には見えてこないと思う。計画として載せておいて、市町村が手を挙げれば応援するのはいいのかもしれないが、何かお考えがあればお聞きしたい。目標はこれで結構だと思う。

(菅課長)

一般廃棄物については、数は少ないが、但馬地域にある南但広域行政事務組合でメタン発酵と焼却を行っている事例がある。また、産業廃棄物では、神戸市の下水処理場でメタン発酵を行っており、県内でも現状で、全くないというわけではない。

資料に「やむを得ず生じた食品廃棄物は、メタン発酵等でエネルギー回収」と書いたのは、兵庫県が産業廃棄物処理の許可を出している事業者で、食品残渣を取り扱っている事業者が16社あり、このうちの6社は堆肥化を行っており、4社は飼料化を行っている。

このうち飼料化については、家畜飼料として利用するもので、需要もあり、問題ないと思っている。しかし、堆肥化については、許可を申請する業者があるが、堆肥の需要が、今後も十分にあるのかという課題がある。堆肥の需要が減っていくのであれば、メタン発酵して発生したガスにより発電する方式へ、処理方法を誘導していく方がいいと考えている。

(藤田委員)

今の件に関連し、私がヒアリングした情報で、実際にどのように対応したのか詳細は分からないが、例えば、一般廃棄物と下水汚泥のような産業廃棄物を混合処理するには、かなり大きな法律の壁があるように聞いた。このような取組を推進するには、市町村も処理業者も頑張る必要があり、また、県もうまく指導していかないと、なかなかうまくいかないのではないかと。

このように書かれるということは、県としても前向きに手が上がってくれば、指導しながら進めていくという考えを持っていると理解してよいか。

(菅課長)

はい。

(藤田委員)

同じく資料1の2頁の「廃棄物の適正処理の推進」で、漂流ごみ・海底ごみが書いてある。私は、水環境部会にも属しているが、漂流ごみ・海底ごみに関しては、瀬戸内海の話も含めて、その近くに住んでおられる方は、大きな関心を持っている。

漂流ごみ・海底ごみを集めるには、意外と大きな労力が必要となるが、ボランティアの協力を得るなどにより、何とか集められる。しかし、その後が問題で、集めた後の処理ルートが確立されていないと聞いた。これらのごみは塩水を含んでいるので、処理困難廃棄物だと思う。

処理ルートの確立に対し、県としてどのように応援するのか、何か案などをお持ちか。

(菅課長)

兵庫県には、瀬戸内海と日本海の2つの海岸があり、それぞれの海岸で海岸漂着ごみについての懇話会を持っている。今夏、日本海側の漁協の方と話をする機会があり、回収するのも大変な労力だが、回収した後の処理に苦勞されていると伺った。

これらのごみが一般廃棄物か産業廃棄物かという問題もあるが、藤田委員からご指摘があったように塩分を含んでいるため、一般廃棄物を処理しているクリーンセンターでの処理も難しい状況である。

現在、来年度に向けて予算要求をしており、必ずできると確約はできないが、漂流ごみ・海底ごみの処理ルートを確立するモデル事業を実施できないか検討している。

(小林委員)

藤田委員からの意見と関連し、「漂流ごみ・海底ごみの回収処理ルートの確立」と書いてあるが、漂流ごみ・海底ごみは、廃棄物処理法上の廃棄物か。判断するのは県か国かわからないが、その位置付けが明確でないと、中途半端になると思う。県としてどのように解釈されたのか。

(盛岡部会長)

かなり根本的な議論だと思う。国からある種の範を示していただく必要がある。

(菅課長)

漂流ごみ・海底ごみが一般廃棄物か産業廃棄物かという点は置いておき、現在、どのように仕分けをしているかという点と、漂着ごみは流れ着いたところで判断する形になっている。

また、廃棄物を所管している課長としては言いづらいが、法律的に一般廃棄物と仕分けされた場合でも、市町のクリーンセンターでは処理しきれないものがある。例えば、ロープなどは家庭ごみとは違うので、処理しきれないことがある。小林委員から根源的な質問をいただいているが、法律の枠組みと、処理ができるかについては、実際は、少しずつがあるのが現状であると思う。

一般的には回答しづらいが、ケースバイケースで、両方を睨みながら実務的に処理していくのが現状かと思う。

(小林委員)

何故、このような質問したかという点と、廃棄物処理法上の法定計画である廃棄物処理計画に、取組の一つとして「漂流ごみ・海底ごみの回収処理ルートの確立」が書いてあると、一般の方にとっては、漂流ごみ・海底ごみは、廃棄物処理法上の廃棄物だと解釈されると思う。

産業廃棄物か一般廃棄物かという問題もあるが、県として、これらを処理すると意思決定をしたと捉えられる。私は歓迎したいと思うが、そのように考えて良いということか。

(盛岡部会長)

国の法定計画の中に書くべきこと、さらに県として独自に書くこと、書いたことが、言わば責任を取らなければいけないという側面について、どのように考えていくのか。廃棄物処理計画以外の計画でもよくあることだが、今回はシャープに問題提起された。

課長、あるいは前任の管理局長から回答をいただけるかと思うが。

(菅課長)

海岸漂着物処理推進法があり、例えば 100%のうちの 70%は、国からの補助金で処理するなど法律でも財政支援が位置づけられているので、何ら齟齬がないと思う。

ただし、実際には、現実と法律の解釈の間で齟齬が生じることがある。そのようなところについて、法律をうまくすり合わせて行くのが、県の仕事ではないかと思っている。

(盛岡部会長)

流れ着いた所の管理主体が明確であれば、その管理主体が責任を持たされているのが日本の現状だと思う。そのような現状を十分に反映し、管理者がいるところは管理者にさせていただくと思う。先ほど漁協と表現をされたが、漁業に関係するのはどこからどこまでなのか、管理主体かどうか、非常に難しいと思うが。

(春名局長)

まず、漂着ごみと漂流ごみ・海底ごみを分けて考えたい。漂着ごみは、盛岡部会長が言われたように、流れ着いてきたものは、漂着場所の海岸管理者が処理すべきもので、これまでもきちんと処理されてきている。

漂流ごみ・海底ごみのうち、漂流ごみは、いずれ漂着ごみとなって海岸にたどり着くだろうものを、予め取っておくということである。また、漁業者が漁業をする時に、網の中に漂流ごみや海底ごみが入ってくることがある。普通は、持って帰ってくるのが大変なので、その場で海に戻されると聞いている。そうすると、いつまでたってもごみは減らない。できれば網に入ったごみは、漁港や港湾へ持って帰ってきていただいて、処理するルートができれば、海底ごみや漂流ごみを少しでも減らすことができると思うので、県としては、それらを支援して進めていきたいというのが今回の主旨である。

そのような面から、屁理屈になるが、漂着ごみを事前に処理しているという位置付けになるかと思う。

(西村委員)

資料1の「Ⅲ 計画の目標」を、前回の審議会の資料1の3頁の「2目標(案)」と比較してみると、前回の資料の3頁の「2目標案」のところで、国の基本方針の平成32年度の目標に対して、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は少ない目標値が設定されている。その下を見ると、国の目標は32年度に再生利用率が27%。重点目標の1人1日あたりの家庭ごみ排出量は500g、最終処分量は14%減、目標の排出量は12%減となっている。兵庫県の場合、再生利用率、中間目標の平成32年度は20%、最終目標の平成37年度は22%で、なかなか国に追いついていかない。

前回資料の「2目標(案)」の上に「1新たな目標設定の考え方」があり、3つ目に削減努力を県民にお願いする旨が書かれているが、ここまでの数字に上げるには、1人1日あたりの家庭系ごみを県民に見える形の広報の仕方が必要ではないか。市町によって随分違いがある。種類別に分けて分別の厳しいところもあれば、まだそういう分別が進んでいないところもある中で、押しなべてこの%はどうか。

重点目標の数字は、理解できるが、通常目標と少し乖離があるのが不自然である。事業系ごみを入れるとこのようになるのかもしれないが、県民1人1人の削減努力を住民、消費者個人の生活

中でイメージしやすいように見える化できるような数字が使えないか。

(菅課長)

お答えの前に少し数字的な部分を申し上げる。また、県全体だと見えにくい部分もあるので、代表的な都市として、神戸市と神奈川県横浜市及び川崎市を比べてみる。

1人1日あたりの生活ごみを見ると、平成27年度で神戸市は646g、横浜市は643g、川崎市は659gで、神戸市は横浜市よりも多いが、川崎市よりは少ない値になっている。ただし、事業系ごみは、1人1日あたりとするのが適当かどうかの議論はあるが、比較するために1人1日あたりで比べると、神戸市は341g、横浜市は224g、川崎市は225gと、横浜市、川崎市に比べて神戸市は多くなっている。リサイクル率は、横浜市は25.5%、川崎は19.8%、神戸市は14.9%と、神戸市は横浜市や川崎市よりも事業系ごみの排出量が多いことが、リサイクル率の低いことに影響していると思われる。

違いを調べた結果を資料1の「Ⅱ 現行計画の進捗状況と課題」の「1 一般廃棄物」の再生利用率の欄に書いているが、金属類、ガラス類及びプラスチック類の容器包装廃棄物の回収率が、神戸市は、横浜市や川崎市に比べると未だ低いと思う。地道ではあるが、容器包装廃棄物の回収率を上げていかななくてはいけない。家庭だけではなく、事業系も含めて容器包装廃棄物等の回収率を上げていく必要があるというのが数字からみた現状です。

ただし、特に一般廃棄物は、県民の皆様の協力をいただかないと進まないのも、よりご理解いただけるような仕方を工夫したいと思っている。

(春名局長)

ごみの排出量は、ごみとして排出された後の量を集計している。ごみとして排出する前に、古紙業者に新聞、雑誌、ダンボールなどを出すと、ごみの排出量や再生利用量に集計されない場合があるので、排出量と再生利用率の変化が合わないことがあると認識している。

(北野委員)

先日、町長会の会長や市長会の会長と話をした際、ごみの話題になった。その場には神戸市の顧問も居られ、その方に神戸市のごみ出しの話をした。ごみの収集については、神戸市を基準にしてもらっては困ると申し上げた。

各市町によって違うかもしれないが、県婦人会で聞いたところによると、ほとんどの市町では、自治会長がごみの収集場所に立たれて、責任を持って収集車につなげている。

地域によって違うとは思いますが、神戸市はそのようなことを全然していないとの情報も入ったので、それを基準としてもらっては困ると申し上げた。神戸市のような大きな都市では、そのようなことをしようと思っても不可能な部分もあると理解しないといけないかと思うし、それならそれで、行政として他の方法を考えていただかなくてはならないと思う。

(盛岡部会長)

横浜市や川崎市との比較をされたので、話としては良い方向へ向かうと思う。事業系一般廃棄物に関しては、事業者が排出するレベルで、良い分別と資源化がされている事業者を表彰することを含めた制度設計を行い、運用されている自治体もたくさんある。非常にドラスチックな意見もいた

いただきましたが、やはり減らしている自治体は、それに対応する制度の運用をされているのが実態である。

私は神戸市環境審議会の会長でもあるので、いただいた意見は持ち帰る。これまでも、事業系一般廃棄物の料金の問題も含め、過去からかなり長い期間にわたって議論をし、一部は前進している。

排出源である事業者の分別レベル、特に、オフィス系が問題だが、きっちり管理している自治体もあるので、それを学んで欲しいとこれまでも言っているが、スタッフの関係、あるいは施策の優先順位の関係など、いろいろなことがあって現実にはなっていないと私も感じているので、いただいた意見を持ち帰って、指導する。

(花嶋委員)

神戸市がいないところでこの話をしても仕方がないが、先ほどの話をお伺いして、大阪市と京都市では事業系一廃への家庭系ごみの混入がかなりある。つまり、マンション等で、事業系として家庭系ごみを毎日引き取ってしまうなど、居住者へのサービス向上のために、事業系ごみに家庭系のごみが混入することがある。大阪市や京都市であることなので、神戸市にもそのようなことがあるかもしれない。そう考えると、神戸市のリサイクル率が低いことや家庭系ごみが少ないという話は、整合性があるのではないかと感じて聞いていた。関東は、かなり厳しいので、関東との比較はできないかなと思った。

2頁の「2 その他の取組」に、「リユースの促進」、あるいは「資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進」の項目が挙げられている。「リユースの促進」は非常に重要な項目だが、何をしたらいいかわからず、どこの皆さんも苦慮されていると思う。この資料に書かれている「県民が不要になったもの持ち寄り」というのは基礎自治体がすることであって、県が取り組むことではないと思う。県には、もう少し広範囲で、事業者も含んだようなリユースの事例に取り組んでいただきたいと思う。例えば、最近では風前の灯になっているが、リユースびんをどうするかなどという話にもう少し取り組んでいただきたい。

その次の「資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進」も、内容は、普及啓発を県民に対して行うというニュアンスで書かれていると思うが、県民に対しての普及啓発ではなく、市町の区域を超えて事業者がしやすい店頭回収の仕組みを構築する、あるいは資源物の中に県民が出してしまう廃棄物をどうするか、といったことについて、県には、もう少し具体的な策を出していただきたい。

(盛岡部会長)

県の役割と市町の役割にメリハリをつけてはどうかとご意見をいただいた。県民と直接やりとりをする市町を励まし、あるいは情報提供し、県は市町と連携するという立場で考えたかどうかと思う。

(白石委員)

資料1の2頁の「2 その他の取組」で、「廃家電回収システムの体制強化」の内容に「違法な不要品回収業者への廃家電引き渡しの防止」とあり、その下、「廃棄物の適正処理の推進」の内容に「市町と連携し、無許可回収業者やヤード業者への立入検査・指導を強化」とある。今まではこのようなことがあまりされていないと思うが、「違法な」、あるいは「無許可」といったものにつ

いて、警察との連携なども含めて、どのように強化、防止をされるのかわからないので、具体的な取組として考えられていることを教えていただきたい。

(菅課長)

無許可回収業者に対する取組は、兵庫県だけがやっているわけではなく、全国的に環境省が力を入れていることで、回収業者のチラシなどが入ってきた時に、確認などはしている。通年でしていると言えばしているが、メリハリがないので、来年度、試行的に6月の環境月間に集中してキャンペーンを行うなど、基本的には市町が中心となるが、県も一緒になり、業者へ指導をするなど、県民の方に、もう少し目に見えるような対策がとれないかと考えている。

(盛岡部会長)

資料1で計画の概要について、意見交換をしていただいた。この後は、廃棄物処理計画として、文章化をしながら、次回の審議会では皆さん方の意見を伺う手順になると思う。この後、年内にもう一度、部会があるということによいか。

そうすると、年内に原案が提示される時期に入っていく。本来であれば、もう少し時間を取って意見を伺いたいが、本文が出てきた時の審議の時には、かなり綿密に、濃密な議論をいただくことになる。そうすると、提案を伺う機会は今日が最後だと思う。「ご意見いただきました。それを次回の文案作成に活かしてください。」というのは、厳しいと思う。

私からのお願いとして、現在の概要から、次回の計画の文案作成の間で、事務局ともう少し議論をしたい委員は、事務局に直接連絡を取っていただいて、個別に意見聴取をしていただきたいと思う。

事務局の文案ができると、文案をもとに委員から意見をいただくので、提案的な内容を伺う時間が少なくなっていく。事務局と委員の個別の意見懇談の機会を設けていただきたい。

よろしいですか。

(岡本委員)

重点取組の「食品廃棄物・食品ロスの削減」に、「『3キリ運動』を展開し、県民に意識啓発を」とあるが、なかなかわかりにくい。ここは、内容が食育に関係することなので、消費生活課などと連携できないかなと消費者として思う。

今の若い人達は消費期限の数字だけを見てしまい、1日でも過ぎたら捨ててしまうとよく聞く。昔であれば、五感に頼る部分もあったと思うが、そういうものが若い人達は希薄になっているので、「食品廃棄物・食品ロスの削減」を消費者啓発に入れていただけたらよいと思う。

(盛岡部会長)

食品ロス、食品廃棄物の上流は、農業も含めて食品の製造であり、その食べ方まで、食育という問題をご指摘いただいた。大変重要なことなので、事務局はしっかりと考え、検討いただきたい。

## 議題(2) 災害廃棄物処理計画(案)

- 審議の参考とするため、事務局(環境整備課循環型社会推進班長)の説明を聴取した。(資料2)

(盛岡部会長)

ワーキンググループの築谷座長をはじめとして審議いただいた結果を案として報告いただいているので、基本的に意見はいただくが、大きく組み替える性格のものではないと思う。そのようなことを踏まえ、皆さん方から意見を賜りたいと思う。

(小林委員)

環境省、厚労省の委員会でアスベスト対策をさせていただいて、公表させていただいている。2年ほどかけてしたが、その時の検討の経緯から、大変気になったことが何箇所もある。

1点目は、アスベストとは関係ないが、19頁で、項目立てについてである。倒壊家屋の解体撤去に関して、「①公費解体」と「②公費解体が行われない場合の取扱」の2つに分けられているが、最初に、解体の主体として公費解体と自主解体がある。2つ目に、解体の手順の注意事項として何があるかということである。20頁に書いてある留意事項は、解体の手順だと思う。

「②公費解体が行われない場合の取扱」と書かれているが、公費解体が行われようと、行われまいと、解体の順位とか、解体対象物の確定は必要だと思う。そのような意味で、この部分の項目立ては変えていただいた方がわかりやすいと思う。

2点目は、有害廃棄物の環境汚染対策である。25頁や27頁に書かれているが、仮置場のことばかり書かれている。環境汚染問題は、倒壊家屋の解体、特にビルの解体時には起こってくる。また、もう1つの問題は、有害物を取り扱っている事業所の解体や、廃棄物処理において、有害物による環境汚染は起こると思う。それに対する対策は、あまり書かれていない。有害廃棄物の扱いは事前に注意をする必要があると思う。アスベストの場合は、そのことが書かれている。建物を解体する場合、当該建物にアスベストがあるかの事前注意が詳しく書かれている。これをしないといけない。

また、ここまで触れる必要があるか、意見の分かれるところであるが、アスベスト対策では、解体する時、また、仮置場で分別作業をする時の、作業員の環境対策、安全対策について、相当触れている。そのようなことが要るのではないか。解体における二次災害、中皮腫の発生が問題になっている。そのことを考えた場合、廃棄物処理において、災害時は急ぐので、注意事項は重要だと思う。そのあたりについても、もう少し触れていただいた方がよいと思う。

(菅課長)

1点目の倒壊家屋の解体撤去について、行政の実務レベルでは、公費解体になるかならないかが、非常に大きな分かれ目である。さらに公費解体の場合、少し実務的なこともあるが、市町にとってもかなり注意しておかないといけないという意識があったので、公費解体とそれが行われない場合で分けた。しかし、小林委員からのご指摘も考慮する必要があると思うので、ここについては検討させていただきたいと思う。

有害物質についてもご指摘いただいたが、災害廃棄物の場合は非常に対象が広がるということがある。ここはご理解いただきたいが、3頁の対象とする災害廃棄物の図にあるように、本計画では、環境部局、廃棄物部局が対応しなければならない廃棄物に焦点をあてている。管理者がある場合は、管理者で処理すると割り切った形にしている。そこはご理解をいただきたいと思う。

(盛岡部会長)

ご理解という表現がなかなか理解できないかもしれないので、春名局長から答弁願いたい。

(春名局長)

菅課長が申し上げた「対象とする災害廃棄物」は、私も同じ考えですので、そこはご理解いただきたいというお願いである。

アスベストについては、解体時は廃棄物処理と連動性があり、仮置場でのアスベストの取り扱いにつきましても、小林委員がおっしゃったように留意事項として、作業員の方に後で問題が起らないようにすることと関連性が十分あると思うので、その部分は検討させていただきたいと思う。

(小林委員)

有害物に関して、課長は工場などから環境汚染が起こる問題について言われたが、そうではなく、廃棄物として出てきたものに有害物が含まれている。その環境汚染への対応が必要だということである。

東日本大震災の時は、仮置場における環境汚染が相当に問題となっている。仮置場で分別する作業員の問題もそうだが、それ以外に仮置場から発生する環境汚染対策をどうするか。現実それが障害となって仮置場の位置について相当困った市町があった。そのあたりのことを触れておかないといけない。安易に仮置場を作ってしまった後、環境汚染が起こる可能性があるので、注意して欲しいということである。

(菅課長)

了解した。

(盛岡部会長)

仮置場に搬入されるものは分別、解体時の分離も含めて徹底とのことだが、徹底したとしても、仮置場での環境汚染の問題に対する総合的な視点は持ってください、とのこと、それは非常によくわかる。

その場合でも、対象としている災害廃棄物は表 1-4 の範囲内のものである。産業活動に伴うもの、倒壊した工場等の中の有害物、これらを産業廃棄物と言うかどうか難しいが、災害時に発生したこれらのものへの対応を地方自治体として管理する体系は、まだ、ない状況である。

産業活動に伴う廃棄物は、外にあるので、大外にある議論をこの計画の中に持ち込めと言うつもりはないが、兵庫県の策定する何らかの廃棄物に関連する計画の中では一言言っておかなければならない。従前から循環型社会計画をきっちり作りましようと言っている。この災害廃棄物処理計画は災害時対応しているはずだが、対象は決まっておらず、管理者が別だから、流木の話は絶対出てこないとなっている。でも、廃棄物処理計画で産業廃棄物に関する目標は決めている。

災害を通して、廃棄物に対する対処、管理、マネージメントの対象は、まだまだ広がりそうである。安全の問題も災害時には議論があって、これは危機管理室の対象で、廃棄物部局は何も言わないというのではなくて、どこかで何か言わなければいけない。ただそういうことへの対応がまだ私達の社会にはない。これも早晩、次の計画では検討しなくてはならないと思う。

(花嶋委員)

災害廃棄物処理計画なので、発災後の話がメインになっているが、今、空き家など誰も住んでいない建物が増えており、それらは潜在的に災害廃棄物になりやすいものである。普通の家にも要ら

ないものがたくさん積み上がっていて、例えば、熊本地震の時には大量の家電製品が排出され、その処理に困ったということもあった。発災前からなるべく廃棄物になるようなものは、事前に処理をしておくことが、災害が起こった時に、早く復旧するための方法だと思う。

発災前に潜在的なごみについて、ある程度の対策をするように県民全員が心がけることは、阪神淡路大震災を経験して防災に非常に熱心な兵庫県ならできるのではないかと思う。

(北野委員)

私は、高砂に住んでいるが、50件ほどの古くからの地区である。家が古く、捨てたらいいと思うものもたくさん置いてある。お歳を召した方は、昔からの骨董品は、みんな思い入れがあり、やはり価値がある。若い人はそのように思われるが、日本の国は、未だ、伝統もあり、歴史もある。いろいろなものだから捨てたらいいという論理は、簡単には通らない。

骨董品でなくても、例えばタンスであっても、今の新しい住宅は全部取り付けである。しかし、古い家では、木のタンスがあり、執着もあり、必要である。着物もたくさんあり、捨てたり、売ったりするのが忍びないので、みんな残している。若い人が簡単に言うようにはできない。

(盛岡部会長)

11頁に「ひょうご環境創造協会の活用」と書いてある。これは大変すばらしいことだと思う。その部分に四角で囲んで、「市町村から県に地方自治法に基づく事務委託が行われたが」と書かれてあり、その下には事務委託に対応する別の言葉として「簡易な事務手続きにより処理委託」と書いてある。

これは、法律用語、行政用語では、どのような法体系の中で、このような言葉遣いがされているのか。「処理委託」は業務の委託なのか。法律用語で言うと何になるのか。

(菅課長)

災害時にとどまらず、平時からも、市町が本来しなければならない業務を民間企業に委託して処理するといったことである。

(盛岡部会長)

地方自治法に基づく事務委託ではなく、1件、1件の委託契約との理解でよいか。

(築谷参考人)

この部分の「地方自治法の事務委託」は、東日本大震災の際に取られた手法である。市町村が県にお願いする手続きになった。その具体的な事務手続きはというと、まず、事務委託することについて市町村議会の議決が必要で、県も受託するにあたって県議会の議決が必要となる。さらに県が発注するとなると、厳密な事務手続きが必要となるので、時間を要した。例えば、市町が直接、「ひょうご環境創造協会」に委託を出す場合は、それに比べると、簡易な手続きで委託することが可能になる。

(盛岡部会長)

それはよくわかる。質問の主旨は、議会等の議決を要するということは、市民、県民など関係者

の意見を聴取する一種の手続きであり、その手続きで、透明性、公平性などが担保されていると思う。その精神が、処理委託の際にも同等に保証されているので、成立することではないのか。

その部分がきちんと伝わるようにしてほしいと思う。

(菅課長)

処理委託しようと思うと予算が伴う、予算が伴えば当然、議会の承認がないといけないので、透明性は確保される。「簡易な事務手続き」との表現は、言い方を工夫させていただきたいと思う。

(盛岡部会長)

災害廃棄物処理計画は、環境省も注目している計画である。本県は、被災経験もあり、府県レベルの地方自治体としては、きっちり書かれた計画であり、日本で最高水準だと思うが、この計画が持つ特性を考えた時に、やはり兵庫県ならではの特性があると思う。それは、基礎自治体が、ある時期にそれなりの合併を経て、地方自治体のガバナンス力が高いと思う。もう 1 つは、「ひょうご環境創造協会」という組織があることである。

全国的に見ると、このような組織がきちんとある府県は限られており、有効に機能する「ひょうご環境創造協会」を持っている自治体だというのは、全国的に発信する時の一番のポイントだと思う。

伺いたかったのは、形だけではなく、きちんと機能するこのような協会等があるのは 47 都道府県のうち何%くらいか。

(菅課長)

それぞれの公社によって違いがあるが、例えば、最終処分場、「ひょうご環境創造協会」もそこからスタートしているところもあるが、最終処分場を公的なところで持つ、中間処理施設を持つなどといった団体は、三十数団体あったと思う。

必ずしも広い活動をしているかはわからない。精査させていただく。

(白石委員)

実務を担当する業界として、前にも、仮置場が一番大事だと話をさせていただき、大変良く触れられている。

まず、市町は仮置場の候補地を事前に選定することだが、進捗状況はどうか。

また、南海トラフ地震等の場合は、阪神間の被害が大きいと思うが、政令市との連絡はうまく取れているか。県だけがしていても、神戸市、西宮市、尼崎市といった政令市が別になると、計画がうまくいかないと思う。

政令市とうまく連携は取れているのか。

(菅課長)

今、ご指摘いただいた部分は、6 頁に、「(4)仮置場」で①、②、③とあり、①で市町は事前に選定する、②で県は毎年度当初に照会し把握する、とあり、①、②は既に行っている。しかし、実際は、市町に照会しても、阪神淡路大震災の時に仮置場として使った面積よりも桁が 1 桁小さいか、もう少し少ないくらいしか面積を確保できていないとの回答が多い。そのようなこともあり、③に書いた相互融通ができないか検討するため、市町と県の職員が集まる研究会を立ち上げ、課題整理

などを行っているところである。

もちろん、研究会には政令市にも入っていただき、むしろ中心になる形で議論をしていただいている。

(小林委員)

今、言われた 6 頁の相互融通の件だが、もう少し踏み込んで書けないか。単に仮置場を広域融通するだけではなく、仮置場における事業そのものを業務委託できるシステムがほしいと思う。被害を受けた市町は手一杯なので、仮置場をよその市町からお借りするだけでなく、その市町が仮置場の事業を代行するシステムがあると一番よいと思う。

20 頁の公費解体が行われない場合の取扱の部分は、経験が書いてあるだけで、ここで何をやるなどは何も書かれていない。もう少し親切な書き方が必要だと思う。これでは市町は、何をすればよいかわからない。もう少し、「こうしたらいいですよ」というようなものがほしいと思う。

「ひょうご環境創造協会」の部分は、本当にこのように書いても大丈夫なのか。書いてあるにも関わらず、市町から「ひょうご環境創造協会」へ随意契約ができなかったら話にならない。本当に随意契約できるか抑えておかないといけない。

実際に阪神淡路大震災の時はうまくいかなかった。環境調査を委託するのにさえも入札になってしまい、「ひょうご環境創造協会」としての役割を果たせなかった。そのような前例があるので、計画に書いて本当に活用できるか、市町と詰めておく必要があると思う。

(北野委員)

ほとんどの文章に、「市町は」、「県は」、と書かれているが、必ずしも県だけで対応できるような災害とは限らない。県自体が全部駄目だという場合があるので、「県は」というよりも「国は」あるいは「国はあるいは県は」とした方がよいと思う。県で対応できる災害だけとは限らないと思う。もっと大きな災害が起きるかもしれない。

私は、阪神淡路大震災の時、婦人会で、2 日目に最初に県に入らせてもらった。あの時でさえ、全く県の機能が果たせなかった。もっと大きな範囲で災害が起きた時には、県自体の機能を果たせなくなるので、国の援助がすぐに必要となると思う。

この部分は国のことも書いておいた方がいいと思う。素人の考えかもしれないが、体験した者として申し上げておく。

(盛岡部会長)

場合によって、県の上にある国のことも書く必要があるのではないかと、県への事務委託の代わりにひょうご環境創造協会への処理委託の場合でも、随意契約の問題はきちんと議論しておくように、とのご意見をいただいた。いただいたご意見について、事務局は、テーマに分けてご検討いただきたい。

ご意見をいただいた中でもう一度検討いただくことで対応したいと思う。

(足立委員)

4 頁の対象とする災害廃棄物と、17 頁の益城町の仮置場のレイアウト図のことで確認したい。

まず、4 頁の表 1-4 の中に「④その他の廃棄物」があるが、下の注釈では「平常時には市町で取り

扱わない廃棄物であるため、被災市町は、仮置場で他の廃棄物と区分して保管し、その後、各種リサイクル・・・」と書いてある。例えば、17 頁にある益城町の時には、「その他の廃棄物」、有害物などが仮置場の中にまず置かれ、混在することになるか確認したい。

現行の 25 年度に作られた廃棄物処理計画の 39 頁に関係者の役割で、県、市町、県民、事業者とあるが、災害廃棄物処理計画でもこのような役割は明記できるか確認したい。

確認と同時に今後どうされるのかお聞きしたい。

(菅課長)

17 頁には熊本県益城町の仮置場の配置例を示している。これは、和歌山県からいただいた資料である。益城町は熊本市のベッドタウンのような町であるので、その特性を踏まえ、このような分別、配置をしたということである。必ずしもこの配置がベストというわけではないし、こうしないといけないというものではない。

(足立委員)

4 頁の注釈に、「被災市町は、仮置場で他の廃棄物と区分して保管し」となると、同一の仮置場で区分されかを聞いたかった。

(菅課長)

排出された廃棄物の大きさなどにより、保管方法などは大分変わってくる。

例えば、自動車であれば、4 頁の表の下の注釈に書いてあるが、東日本大震災の際は、市町村で自動車専用仮置場を設けたとある。そこはケースバイケースになってくると思う。

(足立委員)

仮置場では「④その他の廃棄物」に関して、最初から区分していると思っていた。そのようなことを質問させていただいたかった。

(菅課長)

「④その他の廃棄物」は、同じ敷地の場合もあれば、敷地が別になる場合もある。仮置場の面積をどれだけ確保できるかに左右されると思う。

(足立委員)

仮設住宅との兼ね合いも含め、検討願いたい。

仮設住宅と仮置場が近接している場合、有害物が近くにあるとなると、住民への影響もあるのではないかと。

(盛岡部会長)

災害廃棄物処理計画に、益城町の配置例を載せる方が、具体的なイメージが湧いてよいとするのか、配置例を載せるとこれに固定される恐れがあるか、様々な考え方があがるが、これは基本的な計画なので、仮置場配置を含めた具体的なガイドのようなものは別途作られると理解した方がいいのではないかと。しかし、計画には、イメージを喚起するために例を載せているだけで、

このイメージだけで固定しないようにとの注意書は書いておいた方が良くもしいない。そのような主旨だと思ふ。

事務局には、委員のご意見を踏まえて、計画作りにさらにスピードを上げて進めていただきたいと思ふ。

議事は、終了したが、今後とも委員の皆さんにご意見を個別に伺えるように、事務局は対応してほしい。

閉 会 (16:00)